

## 議員提出第1号議案

### 島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

常任委員会の所管が現在のように定められた平成15年以降20年近くが経過し、その間に各部局の所掌事務の内容やボリュームが変化してきており、委員会ごとの審議時間にも差が生じている。

このため、これまでの委員会構成や審議時間の実態、さらには議員定数の削減等を踏まえ、委員会の所管を見直し、併せて委員会の名称及び委員定数を改正しようとするものである。

これがこの条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

第2条関係（改選後の委員会の名称、委員定数及び所管事項）

改正前	改正後
1 総務委員会 10人 政策企画局、総務部、防災部、地域振興部及び公安委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	1 総務委員会 9人 政策企画局、総務部、教育委員会及び公安委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
2 文教厚生委員会 9人 健康福祉部、病院局及び教育委員会の所管に関する事項	3 環境厚生委員会 9人 環境生活部、健康福祉部及び病院局の所管に関する事項
3 農林水産商工委員会 9人 農林水産部、商工労働部、	4 農林水産商工委員会 9人 農林水産部、商工労働部、

<p>労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に関する事項</p>	<p>労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に関する事項</p>
<p>4 建設環境委員会 9人 環境生活部、土木部、企業局及び収用委員会の所管に関する事項</p>	<p>2 防災地域建設委員会 9人 防災部、地域振興部、土木部、企業局、選挙管理委員会及び収用委員会の所管に関する事項</p>
<p>3 施行期日 この条例の公布の日以後最初に行われる一般選挙により選挙される議員の任期の初日から施行する。</p>	